

配偶者の氏名	年齢	生年月日	職業
1. 配偶者を扶養することになった理由			
2. 配偶者が加入していた(している)健康保険 ()国民健康保険 ()健保組合 ()共済組合(公務員) ()任意継続 ()無保険 加入種別 ()本人として ()被保険者の扶養として (本人として加入でかつ任意継続加入の場合■健康保険資格喪失証明書を添付)			
3. 配偶者の就労状況について ()1年以内に退職 ■健康保険資格喪失証明書 および、 ■退職先の源泉徴収票を添付(退職が昨年12月以前の場合は不要) 入手に時間がかかる場合は、直近3ヶ月の給与明細でも可能。 →次は項目4へ <なお、退職金が130万円以上(60才以上又は障害者は180万円)の場合は、その年の認定はできません。> ()1年以内に雇用保険受給終了 →次は項目4へ ()就労中(年収減による扶養など) →次は項目5へ ()上記以外(無職)→次は項目5へ			
4. 雇用保険について ①退職年月日 年 月 日 ②雇用保険加入について ()加入していた ()加入していない【理由: →次は項目5へ】 ③雇用保険の受給について ()受給延長 (理由: 出産・その他) ■※受給期間延長証明書を添付<注意①> ()受給申請予定(年 月頃)→給付制限期間()有り()無し } ■※受給資格者証(両面)を添付<注意①> ()受給申請中(月 日申請)→給付制限期間()有り()無し } ()受給中 【日額3,611円以下(60才以上は5,000円以下)】 給付制限期間は、退職先やハローワーク等に確認下さい。 ()受給終了 ■支給終了印のある受給資格者証(両面)を添付・退職が今年1月以降の場合は■退職先の源泉徴収票も添付 ()受給申請しない(理由:) ■※離職票を添付<注意①> ■※の書類が未入手の場合は、入手次第送付で結構です(送付予定 年 月頃)			
5. 対象者の現在の収入 ()無収入 ■所得証明書を添付【昨年12月までは年収が130万円以上(※)あった方は不要】 外国籍で所得証明が出ない方(滞在1年未満の方は) ■在留カードおよび■住民票を添付 ()パート・アルバイト収入 年額・月額 円 時間/1日 日/1か月 ■所得証明書【昨年12月までは年収が130万円以上(※)あった方は不要】 および、 ■直近3ヶ月の給与明細を添付→平均が10.8万円(60才以上と障害者は15万円)以上は■1月～12月の年収見込額証明書も添付 収入減による扶養の場合は、 ■1月～12月の年収見込額証明書および■健康保険資格喪失証明書を添付 ()年金収入(・老齢・障害・遺族・その他) 年額 円 ■所得証明書および■年金振込通知書を添付 ()失業給付金・傷病手当金・出産手当金 日額 円 ■所得証明書および■支給決定通知書を添付 日額は、3,611円以下(60才以上は5,000円以下) ()自営業収入(農業・事業・販売・不動産等) 年額 円 ■所得証明書■確定申告書■収支内訳書を添付 ()その他() 年額 円 ■所得証明書および■収入の確認を添付 (※)60才以上又は障害者は180万円			
<注意①> 失業給付が開始したら「被扶養者減員届」を遅滞なく健保組合に届け出て、国民健康保険へ加入下さい。 届出が遅れたことにより発生する無保険期間のかかった医療費は貴殿の全額負担となりますのでご注意ください。 ※減員される日=支給開始日(ハローワークにご確認下さい) 【例】給付制限期間が無い場合、求職申込日から7日経過した日の翌日 給付制限期間が有る場合、給付制限期間終了の翌日			
被保険者 署名・捺印欄 上記内容に相違ありません。 また、失業給付受給の際は<注意①>に記載のとおり遅滞なく届出します。 その他、被扶養者の要件を失った場合も遅滞無く届出します。 万一届出を怠った場合、その間に受けた保険給付等は私が責任をもって弁済します。			
年 月 日			被保険者名 _____ 印